

- 2 更生決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）
当該更生決定等に係る更生通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日
- 3 納税に関する告知（賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。）当該告知に係る納税告知書が発せられた日（当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日）
- 4 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収による国税の納付 当該納付の日
- 4 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 国税（附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。）についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

(参考21)

予 決 令

(返納金の戻入期限)

第6条 会計法第9条但書の規定により支出済となつた歳出金の返納金を、支払つた歳出の金額に戻入するのは、翌年度の4月30日限りとする。

(参考22)

債 管 則

(歳入徴収官又は分任歳入徴収官に対する歳入金に係る債権の通知)

第31条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が法令の規定により歳入金に係る債権として整理されることとなつたとき、その旨を関係の歳入徴収官又は分任歳入徴収官に通知しなければならない。

(参考23)

債 管 法

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

- 1 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき。）。
- 2 法令の規定に基き国のために支出負担行為（財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。
- 3 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知つたとき（前2号に該当する場合を除く。）。
- 4 現金出納職員、物品管理法第8条若しくは第11条の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者（同法第10条若しくは第11条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者）又は国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第1項若しくは第3項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者 その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知つたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

(参考24)

債 管 令

第11条 法第12条各号に掲げる者が同条の規定によりすべき通知は、次に掲げる事項を記載した書面に、債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類の写その他の関係物件を添えて、これを歳入徴収官等に送付することによりするものとする。

- 1 債務者の住所及び氏名又は名称
- 2 債権金額
- 3 履行期限
- 4 前条第1項各号に掲げる事項
- 2 各省各庁の長は、前項各号に掲げる事項のうち通知をする必要がないと認められるものの通知を省略させることができる。

(債権についての異動の通知)

第12条 法第12条第1号に掲げる者は、同条の規定により歳入徴収官等に通知した債権について異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しな

ればならない。

(参考25)

会計法

<歳入の徴収方法>

第6条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

(参考26)

予 決 令

(納入の告知)

第29条 会計法第6条の規定による納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面を以てこれをしなければならない。但し、出納官吏又は出納員に即納せしめる場合は、口頭を以てこれをなすことができる。

(参考27)

歳 徴 程

(文書による納入の告知)

第9条 歳入徴収官は、その所掌に属する歳入(予算決算及び会計令第28条の2各号に掲げる歳入を除く。)について調査決定をした場合には、直ちに納入者の住所及び氏名、歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした別紙第1号書式の納入告知書(以下「納入告知書」という。)を作製して納入者に送付しなければならない。ただし、第5条、第7条第2項及び第3項若しくは第8条の規定により調査決定をした場合又は口頭による納入の告知、若しくは公告による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

2 歳入徴収官が第5条の規定により調査決定をした場合における納入の告知については、歳入徴収官(分任歳入徴収官を含む。)以外の者が発した納入告知書により納入の告知があったものとみなす。

(参考28)

債 管 則

(督促の手続等)

第20条 法第13条第2項の規定により歳入徴収官等が行う履行の督促は、別紙第4号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。ただし、必要に応

じ、口頭をもって履行の督促を行なうことができる。

(参考29)

債 管 法

(その他の保全措置)

第18条

5 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

(参考30)

民 法

第147条【時効の中断事由】時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 1 請求
- 2 差押、仮差押又ハ仮処分
- 3 承認

(参考31)

債 管 法

(強制履行の請求等)

第15条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第13条第2項の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第21条第1項の措置をとる場合又は第24条第1項の規定により履行期限を延長する場合の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。)その他各省各庁の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合はこの限りでない。

- 1 担保の附されている措置(保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 2 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。
- 3 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)

については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

(参考32)

債 管 法

(その他の保全措置)

第18条

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

(参考33)

第157条【中断後の時効進行】①中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

②~~中断~~上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

(参考34)

民 法

第141条【期間の満了点】前条ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス

(参考35)

民 法

第143条【暦による計算】①期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ暦ニ従ヒテ之ヲ算ス

②週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応当スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

(参考36)

徴 収 法

(督促及び滞納処分)

第26条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。

(参考37)

徴 収 法

第26条

3 第1項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(参考38)

徴 収 法

(先取特権の順位)

第28条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第29条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(参考39)

徴 収 法

(時効)

第41条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治29年法律第89号）第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(参考40)

会 計 法

<消滅時効の中断等の手続>

第31条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

② 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(参考41)

国税徴収法

(交付要求の手続)

第82条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第55条(質権者等に対する差押の通知)の規定は、交付要求をした場合について準用する。

(参考42)

労災保険法

[不正受給者からの費用徴収]

第12条の3 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

② 前項の場合において、事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。)が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

③ 徴収法第26条、第28条、第29条及び第41条の規定は、前2項の規定による徴収金について準用する。

(参考43)

労災保険法

[事業主等からの費用徴収]

第31条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

1 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第4条の

2第1項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間(政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。)中に生じた事故

2 事業主が徴収法第10条第2項第1号の一般保険料を納付しない期間(徴収法第26条第2項の督促状に指定する期限後の期間に限る。)中に生じた事故

3 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

② 政府は、療養給付を受ける労働者(厚生労働省令で定める者を除く。)から、200円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。ただし、第22条の2第3項の規定により減額した休業給付の支給を受けた労働者については、この限りでない。

③ 政府は、前項の労働者から徴収する同項の一部負担金に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に支払うべき保険給付の額から当該一部負担金の額に相当する額を控除することができる。

④ 徴収法第26条、第28条、第29条及び第41条の規定は、第1項又は第2項の規定による徴収金について準用する。

(参考44)

労災保険法

第22条の2【休業給付】① 休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

② 第14条及び第14条の2の規定は、休業給付について準用する。この場合において、第14条第1項中「業務上の」とあるのは「通勤による」と、同条第2項中「別表第1第1号から第3号までに規定する場合に応じそれぞれ同表第1号から第3号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率」とあるのは「第23条第2項において準用する別表第1第1号から第3号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第1号から第3号までの政令で定める率のうち傷病年金について定める率」と読み替えるものとする。

③ 療養給付を受ける労働者(第31条第2項の厚生労働

省令で定める者を除く。)に支給する休業給付であって最初に支給すべき事由の生じた日に係るものの額は、前項において準用する第14条第1項の規定にかかわらず、同項の額から第31条第2項の厚生労働省令で定める額に相当する額を減じた額とする。

(参考45)

歳 徴 程

(納入の告知を要しない歳入)

第8条の2 予算決算及び会計令第28条の2第9号に規定する財務省令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。

- 1 第3条第2項第2号から第8号までに掲げる歳入
- 2 出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第45条若しくは第83条第4項又は保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第4条、第17条若しくは第18条の規定により納付する歳入で同一の官庁に属する出納官吏からの納付に係るもの
- 3 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第25条第3項又は国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第32条の2第2項の規定により控除する通勤による負傷又は疾病に係る費用の一部負担金
- 4 第17条の規定により納付書をもって納付させる歳入その他財務大臣が指定する歳入

(参考46)

出 事 程

第40条の3 資金前渡官吏は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第25条第2項に規定する療養給付を受ける労働者に、同条第3項に規定する保険給付の支払をしようとするときは、その保険給付の額から同条第2項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した残額の支払をし、その領収証書を徴さなければならない。

(参考47)

出 事 程

第35条 資金前渡官吏は、第53条から第56条までの場合において、日本銀行に預託した金額の中から払込みをしようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名又はその歳出その他の支払金の

金額に返納を受ける支出官若しくは出納官吏名を、その受入科目として歳入年度、主管(特別会計にあっては所管)及び会計名又は歳出年度、所管、会計名、部局等及び項を、又は預託金と記載し、かつ、表面余白に、第53条の場合には「国庫納金」、第54条の場合には「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「労働保険料被保険者負担金」、「国家公務員有料宿舍使用料」、「防衛庁職員食事代」、「防衛庁職員被服弁償金」、「防衛庁職員被服代払込金」、「国家公務員通勤災害一部負担金」又は「労働者災害補償保険通勤災害一部負担金」、第54条の2の場合には「労働保険料」、第55条及び第56条の場合には「相殺額」(第55条第3項若しくは第56条第1項の規定により受ける納付書に「電信れい入」の記載がある場合又は電信振替を要するものと認められる場合においては、「相殺額、要電信振替」)の印を押さなければならない。

- ② 資金前渡官吏は、第57条の場合において、日本銀行に預託した金額の中から払込みをしようとするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその受入金の取扱庁名を、その受入科目として何年度国税収納金整理資金と記載し、かつ、表面余白に、「所得税」の印を押さなければならない。

(参考48)

出 事 程

第32条

- ③ 資金前渡官吏は、前条第2号において規定する第53条、第54条又は第55条第1項(第56条において適用する場合を含む。)の場合において国庫金振替書を発したときは、それぞれ第10号書式から第14号書式までに準じた国庫納金額表、健康保険料被保険者負担金額表、船員保険料被保険者負担金額表、厚生年金保険料被保険者負担金額表、国庫公務員有料宿舍使用料金額表、防衛庁職員食事代金額表、防衛庁職員被服弁償金額表、防衛庁職員被服代払込金額表、国庫公務員通勤災害一部負担金額表、労働者災害補償保険通勤災害一部負担金額表又は相殺額表を作成し、これを当該歳入徴収官に送付しなければならない。

(参考49)

出 事 程

第54条 前条の規定は、資金前渡官吏が第40条若しくは第40条の2（第42条の6においてはこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第40条の3の手続をした場合に、これを準用する。この場合において、前条中「第10号書式の国庫納金額表」とあるのは、「第11号書式の健康保険料被保険者負担金額表」、「第12号書式の船員保険料被保険者負担金額表」、「第13号書式の厚生年金保険料被保険者負担金額表」、「第13号の3書式の国家公務員有料宿舍使用料金額表」、「第13号の4書式の防衛庁職員食事代金額表」、「第13号の5書式の防衛庁職員被服弁償金額表」、「第13号の6書式の防衛庁職員被服代払込金額表」、「第13号の7書式の国家公務員通勤災害一部負担金額表」又は「第13号の8書式の労働者災害補償保険通勤災害一部負担金額表」と読替えるものとする。

(参考50)

貨 確 法

(返還等)

- 第8条① 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。
- ② 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。
- ③ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第26条及び第41条の規定は、前2項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。
- ④ 政府は、第1項又は第2項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第1項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払

賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

(参考51)

貨 確 法 施 行 規 則

(返還等)

第19条 法第8条第1項又は第2項の規定による返還又は納付の命令は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

(参考52)

貨 確 法 施 行 規 則

第20条 法第8条第4項の規定による命令は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長が文書により行うものとする。

(参考53)

貨 確 法

(報告等)

第12条 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(参考54)

民 法

第704条【悪意の受益者の返還義務】悪意ノ受益者ハ所受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトニ要スホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

(参考55)

会 計 法

第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に於てし他の法律に規定がないものは、5年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(参考56)

自 賠 法 施 行 令

(保険金額)

第2条① 法第13条第1項の保険金額は、死亡した者は傷害を受けた者1人につき、次のとおりとする。

1 死亡した者

イ 死亡による損害（ロに掲げる損害を除く。）につき	3000万円
ロ 死亡に至るまでの傷害による損害につき	120万円
2 傷害を受けた者	
イ 傷害による損害（ロからへまでに掲げる損害を除く。）につき	120万円
ロ 別表に定める第5級以上の等級に該当する後遺障害（傷害がなおったとき身体に存する障害をいう。以下同じ。）が2以上存する場合における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の3級上位の等級に 応ずる同表に定める金額
ハ 別表に定める第8級以上の等級に該当する後遺障害が2以上存する場合（ロに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の2級上位の等級に 応ずる同表に定める金額
ニ 別表に定める第13級以上の等級に該当する後遺障害が2以上存する場合（ロ及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級の1級上位の等級に 応ずる同表に定める金額（その金額がそれぞれ の後遺障害の該当する等級に 応ずる同表に定める金額を合算した金額を えるときは、その合算した金額）
ホ 別表に定める等級に該当する後遺障害が2以上存する場合（ロからへまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき	重い後遺障害の該当する等級に 応ずる同表に定める金額
ヘ 別表に定める等級に該当する	当該後遺障害の該当す

当する後遺障害が存する等級に
応ずる同表に定める金額
掲げる場合を除く。）に
おける当該後遺障害による
損害につき

② 法第13条第1項の保険金額は、既に後遺障害のある者が傷害を受けたことによって同一部位について後遺障害の程度を加重した場合における当該後遺障害による損害については、当該後遺障害の該当する別表に定める等級に
応ずる同表に定める金額から、既にあつた後遺障害の
該当する同表に定める等級に
応ずる同表に定める金額を控除した金額とする。

(参考57)

自賠法

(時効)

第19条 第16条第1項及び第17条第1項の規定による請求権は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(参考58)

商法

第663条【短期時効】保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ2年保険料支払ノ義務ハ2年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(参考59)

民法

第724条【損害賠償請求権の消滅時効】不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ3年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリニ10年ヲ経過シタルトキ亦同シ

(参考60)

債管法

第13条

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

(参考61)

債 管 則

(督促の手続等)

第20条 法第13条第2項の規定により歳入徴収官等が行う履行の督促は、別紙第4号書式の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。ただし、必要に応じ、口頭をもつて履行の督促を行なうことができる。

(参考62)

債 管 法

(徴収停止)

第21条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。次項において同じ。)で履行期限(履行期限の定めのない債権にあっては、第11条第1項前段の規定による記載をした日)後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の1に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務(前条に規定するものを除く。)をすることを要しないものとして整理することができる。

- 1 法人である債務者がその事実を休止し、将来その事業を再会する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。)
 - 2 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合
 - 3 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合
- 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第11条第1項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。
- 3 歳入徴収官等は、第2項の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったこ

とを知ったときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

債 管 法

(財務大臣への協議等)

第38条 歳入徴収官等は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が財務大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

- 1 第21条第1項又は第2項の措置をとる場合
 - 2 履行延期の特約等をする場合
 - 3 第29条の規定により利率を引き下げる特約をする場合
 - 4 第32条の規定による免除をする場合
- 2 各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ財務大臣と協議して定めた基準によって行う場合は、この限りでない。
- 3 財務大臣は、第30条の同意をするとき、第31条の規定により和解をし、若しくは調停に応ずるとき、又は和解若しくは調停によって第1項第2号から第4号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ財務大臣と協議して定めた基準によって行う場合は、この限りでない。

債 管 令

(徴収停止をしない債権)

第18条 法第21条第1項に規定する政令で定める債権は、担保の附されている債権(当該担保の価額が担保権を実行した場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれる債権を除く。)とする。

(徴収停止をした債権の区分整理)

第19条 歳入徴収官等は、法第21条第1項及び第2項の措置をとる場合には、その措置をとる債権を債権管理簿において他の債権と区分して整理するものとする。

(徴収停止ができる場合)

第20条 法第21条第1項第2号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえると認められる場合において、優先債権等がそのこえと認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。
- 2 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。
- 3 歳入徴収官等が債権の履行の請求又は保全の措置をとった後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込がなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

債 管 則

(徴収停止等の手続)

第27条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について法第21条第1項又は第2項に規定する措置をとる場合には、同条第1項又は第2項の規定に該当する理由、その措置をとることが債権の管理上必要であると認める理由及び当該理由に応じて債務者の業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を各省各庁の長に送付してその承認を受けなければならない。ただし、法第38条第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその措置をとることができる。

(参考63)

破 産 法

第145条【同時破産廃止】①裁判所が破産財団ヲ以テ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ラスト認ムルトキハ破産ノ宣告ト同時ニ破産廃止ノ決定ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ破産決定ノ主文並破産廃止ノ決定ノ主文及理由ノ要領ヲ公告スルコトヲ要ス

②前項ノ場合ニ於テ破産廃止ノ決定ノ取消ヲ確定シタルトキハ前三条ノ規定ヲ準用ス

(参考64)

第353条【費用不足による廃止】①破産宣告ノ後裁判所が破産財団ヲ以テ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ラスト認メ

タルトキハ破産管財人ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産廃止ノ決定ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ債権者集会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

(参考65)

民 法

第958条【相続人搜索の公告】前条第1項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家庭裁判所は、管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、6箇月を下ることができない。

(参考66)

民 法

第952条【相続財産管理人】

② 家庭裁判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならない。

(参考67)

債管令第10条

7 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、当該債権が消滅したことを確認したとき又はその管理に関係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

(参考68)

債 管 令

(徴収停止をした債権の区分整理)

第19条 歳入徴収官等は、法第21条第1項及び第2項の措置をとる場合には、その措置をとる債権を債権管理簿において他の債権と区分して整理するものとする。

(参考69)

執行官法

第10条① 執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。

- 1 郵便料及び電信電話料
- 2 公告の費用

- 3 民事執行法第7条（これを準用する場合を含む。）に規定する立会人の日当及び旅費
- 4 技術者及び労務者の手当
- 5 民事執行法第136条又は第138条（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する事務を行うための費用
- 6 物の運搬、保管、監守及び保存の費用
- 7 果実収穫の費用
- 8 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用
- 9 物の現況を記録するために撮影する写真の費用
- 10 民事執行法第161条第5項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書の作成の費用
- 11 執行官の旅費及び宿泊料
- 12 前各号の費用以外の執行官の職務の執行に要する費用で、最高裁判所の規則で定めるもの

（費用の額）

- 第11条① 前条第1項第3号及び第10号から第12号までの費用の額は、最高裁判所の規則で定めるところによる。
- ② 前項に規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。

（参考70）

債 管 法

（履行延期の特約等をする事ができる場合）

第24条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基づく場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 1 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 2 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 3 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたこ

とにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

- 4 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- 5 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 6 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使徒に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第4号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により、履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

（参考71）

債 管 法

（履行延期の特約等に附する条件）

第27条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 1 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

2 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ハ 第17条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

(参考72)

債 管 令

(履行延期の特約等の手続)

第25条 法第24条の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。ただし、外国を債務者とする債権について履行延期の特約等をする場合には、各省各庁の長が財務大臣と協議して定める手続によることができる。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

- 1 債務者の住所及び使命又は名称
- 2 債権金額
- 3 債権の発生原因
- 4 履行期限の延長を必要とする理由
- 5 延長に係る履行期限
- 6 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- 7 法第27条各号に掲げる趣旨の条件を附すること及び法第35条各号に掲げる事項を承諾すること。
- 8 その他各省各庁の長が定める事項

(分割して弁済させる債権の履行延期の特例)

第26条 分割して弁済させることとなつている債権について法第24条第3項の規定により最初に弁済すべき金額の履行期限後に弁済することとなつている金額に係る

履行期限をあわせて延長する場合には、最後に弁済すべき金額に係る履行期限の延長は、最初に弁済すべき金額に係る履行期限の延長期間をこえないものとする。ただし、特に徴収上有利と認められるときは、当該履行期限の延長は、法第25条に規定する期間の範囲内において、当該期間をこえることができる。

(延納担保の種類、提供の手続等)

第27条 第17条の規定は、法第26条第1項の規定により担保を提供させようとする場合について準用する。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で既に担保の附されているものについて履行延期の特約等をする場合において、その担保が当該債権を担保するのに十分であると認められないときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をさせるものとする。

(延納担保の提供を免除することができる場合)

第28条 法第26条第1項ただし書の規定により担保の提供を免除することができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- 1 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- 2 同一債務者に対する債権金額の合計額が10万円未満である場合
- 3 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- 4 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

(延納利息の率)

第29条 法第26条第1項の規定により付する延納利息の率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率（以下この条において「財務大臣の定める率」という。）によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適当である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

2 外国を債務者とする債権について履行延期の特約等をする場合における法第26条第1項の規定により付する

延納利息の率については、当該履行延期の特約等をする事情その他の事情を参酌して財務大臣の定める率により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず、各省各庁の長が財務大臣と協議して定める率によることができる。

(延納利息を附さないことができる場合)

第30条 法第26条第1項ただし書の規定により延納利息を附さないことができる場合は、次ぎに掲げる場合に限る。

- 1 履行延期の特約等をする債権が法第24条第1項第1号に規定する債権に該当する場合
- 2 履行延期の特約等をする債権が法第33条第3項に規定する債権に該当する場合
- 3 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附することとなつていものである場合
- 4 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて附する加算金に係る債権である場合
- 5 履行延期の特約等をする債権の金額が千円未満である場合
- 6 延納利息を附することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(履行延期の特約等に附する条件)

第31条 歳入徴収官等は、法第26条第1項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を附さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を附することとすることができる旨の条件を附するものとする。

(債務名義を取得することを要しない場合)

第32条 法第26条第2項に規定する政令で定める場合は、次ぎに掲げる場合とする。

- 1 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が附されている場合
- 2 第28条第2号又は第3号に掲げる場合
- 3 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、歳入徴収官等は、債務者が無資力であることにより債務者名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者が当該費用及び債権金額をあわせて支払うことができることとなるときまで、債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。

(参考73)

債管則

(履行延期の特約等の手続)

第34条 令第25条第1項に規定する書面には、同条第2項各号に掲げる事項及び令第31条に規定する条件を附することを承認する旨を記載するものとし、その書式は、別紙第六号書式の履行延期申請書によるものとする。

2 歳入徴収官等は、債務者から前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、法第24条第1項各号に掲げる場合の一に該当し、かつ、履行延期の特約等をするのが債権の管理上必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した書類に当該申請書又はその写その他の関係書類を添え、各省各庁の長に送付して履行延期の特約等をするの承認を受けなければならない。ただし法第38条第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該書類を作成して直ちにその措置をとることができる。

3 前項の場合において、当該申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人(保証人となすべき者を含む。)に対し、法令又は契約に定められた事項を除きその承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参事となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

4 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、直ちに別紙第7号書式の履行延期承認通知書を作成し債務者に送付しなければならない。この場合においてその通知書には、必要に応じ、歳入徴収官等が指定する期限までに担保の提供、第36条第1項に規定する債名義の取得のために必要な行為又は同情第2項に規定する債務証券の提出がなかつたときは、その承認を取り消す旨を附記しなければならない。

(期限を指定して延納担保を提供させる場合)

第35条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする債権で法第26条第1項の規定により担保を提供させることになっているものについて、その履行延期の特約等をするときまでに債務者が担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、期限を指定して、その履行延期の特約等をした後においてその提供をさせることができる。

(債務名義を取得するための措置等)

第36条 歳入徴収官等は、法第26条第2項の規定により履行延期の特約等をする債権について債務名義を取得する場合には、債務者に対し、債務名義を取得するためなすべき必要な行為及びその期限を指定して通知しなければならない。

2 歳入徴収官等は、令第32条の規定に該当するため履行延期の特約等をする債権について債務名義を取得することを要しない場合においては、当該債権につきその存在を証明する書類が存在する場合を除き、期限を指定して債務者をして履行延期の特約等をした後別紙第8号書式の債務証券を提出させなければならない。

(履行延期の特約等の取消の措置)

第37条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をした債権について、債務者の責に期すべき事由により、第35条又は前条に規定する担保の提供、債務名義の取得のために必要な行為又は債務証券の提出がこれらの条の規定する期限までになかったときは、直ちに履行延期の特約等の解除又は取消を行い、その旨を債務者に通知しなければならない。

(参考74)

債 管 法

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第24条第1項第1号に該当する場合、当該債権が第33条第3項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義の

あるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(参考75)

生活保護法

(生活扶助)

第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

2 移送

(教育扶助)

第13条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

2 義務教育に伴つて必要な通学用品

3 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第14条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1 住居

2 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1 診察

2 薬剤又は治療材料

3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

6 移送

(介護扶助)

第15条の2① 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）及び要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。第3項において同じ。）に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 2 福祉用具
- 3 住宅改修
- 4 施設介護
- 5 移送

② 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第7条第6項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する訪問入浴介護、同条第8項に規定する訪問看護、同条第9項に規定する訪問リハビリテーション、同条第10項に規定する居宅療養管理指導、同条第11項に規定する通所介護、同条第12項に規定する通所リハビリテーション、同条第13項に規定する短期入所生活介護、同条第14項に規定する短期入所療養介護、同条第15項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同条第16項に規定する特定施設入所者生活介護及び同条第17項に規定する福祉器具貸与並びにこれらに相当するサービスをいう。

③ 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者又は要支援者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者又は要支援者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

④ 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保健法第7条第21項に規定する介護福祉施設サービス、同条第22項に規定する介護保健施設サービス及び同条第23項に規定する介護療養施設サービスをいう。

注 本条の規定は、平成9法124により追加され、平成14・1から施行される。

（出産扶助）

第16条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持

することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 分べんの介助
- 2 分べん前及び分べん後の処置
- 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第17条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 1 生業に必要な資金、器具又は資料
- 2 生業に必要な技能の修得
- 3 就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第18条① 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 検案
- 2 死体の運搬
- 3 火葬又は埋葬
- 4 納骨その他葬祭のために必要なもの

② 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる

- 1 被保険者が死亡した場合において、その者の遺族が行う扶養義務者がいないとき。
- 2 死者に対してその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その慰留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（参考76）

生活保護法

（基準及び程度の原則）

第8条① 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

（参考77）

債管法

第2条

2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）により法務大臣の権限に属する事項に関する事務

(参考78)

債 管 法

(強制執行の請求等)

第15条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他法令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第13条第2項の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第21条第1項の措置をとる場合又は第24条第1項の規定により履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基づきこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各庁の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合はこの限りでない。

- 1 担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して発売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 2 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。
- 3 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

(その他の保全措置)

第18条

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処

分の手続をとることを求めなければならない。

4 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

(履行延期の特約等に代わる和解)

第28条 歳入徴収官等は、前4条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(参考79)

債 管 則

(強制履行の請求等の手続)

第21条 歳入徴収官等は、法第15条、法第18条第2項若しくは第4項若しくは法第28条の規定により、又は法第17条（第2号、第6号及び第7号を除く。）若しくは法第18条第3項若しくは第5項の措置として法務大臣に対しその措置をとることを求める場合には、その措置に関し必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所掌する法務大臣（その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長）に送付するものとする。

(参考80)

民 訴 法

(訴え提起前の和解)

第275条① 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

② 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

③ 申立人または相手方が第1項の和解の期日に出頭しな

いときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

- ④ 第1項の和解については、第264条及び第265条の規定は、適用しない。

(参考81)

民法

(和解調書等の効力)

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(参考82)

債管法

(履行延期の特約等に代わる和解)

第28条 歳入徴収官等は、前4条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(参考83)

民法

第166条【消滅時効の進行等】①消滅時効ハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス
②前項ノ規定ハ始期又ハ停止条件附権利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但権利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

(参考84)

債管則

(納入の告知に係る履行期限の設定及び弁済充当の順序)

第13条

2 歳入徴収官等は、次に掲げる債権について納入の告知をする場合に、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金(以下の項及び第20条の2において「延滞金等」という。)の金額の合計額に足りないときは、その納付された金額を先ず当該債権に充当し、次いで延滞金等に充当する旨を明らかにすることができる。

- 1 法第33条第3項に規定する債権
- 2 歳入金に属する返納金以外の返納金に係る債権

(参考85)

債管法

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第24条第1項第1号に該当する場合、当該債権が第33条第3項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

債管令

第29条 法第26条第1項の規定により付する延納利息の率は、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率(以下この条において「財務大臣の定める率」という。)によるものとする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、財務大臣の定める率によることが著しく不適当である場合は、当該財務大臣の定める率を下回る率によることができる。

2 外国を債務者とする債権について履行延期の特約等をする場合における法第26条第1項の規定により付する延納利息の率については、当該履行延期の特約等をするその他の事情を参酌して財務大臣の定める率により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず、各省各庁の長が財務大臣と協議して定める率によることができる。

(参考86)

民法

第143条【暦による計算】①期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ暦ニ從ヒテ之ヲ算ス

②週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応当スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

(参考87)

債管法

(和解等)

第31条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合においては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとって当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（以下「調停」という。）に依することができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

(参考88)

債 管 法

(履行期限を延長する期間)

第25条 歳入徴収官等は履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から5年（前条第1項第1号又は第6号に該当する場合には、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(参考89)

債 管 法

(免除)

第32条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

(参考90)

債 管 法

(財務大臣への協議等)

第38条 歳入徴収官等は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が財務大臣と協議して定めた

規準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

4 第32条の規定による免除をする場合
(参考91)

債 管 法

(延滞金に関する特別)

第33条 国の債権（利息を附することとなつている債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時までには附される延滞金の額（その時までには徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時までには附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

(参考92)

債 管 法

(免除)

第32条

3 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息（第26条第1項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

(参考93)

債 管 令

(延納利息を附さないことができる場合)

第30条 法第26条第1項ただし書の規定により延納利

息を附さないことができる場合は、次に掲げる場合に限る。

- 1 履行延期の特約等をする債権が法第24条第1項第1号に規定する債権に該当する場合
- 2 履行延期の特約等をする債権が法第33条第3項に規定する債権に該当する場合
- 3 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附することとなつていものである場合
- 4 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて附する加算金に係る債権である場合
- 5 履行延期の特約等をする債権の金額が千円未満である場合
- 6 延納利息を附することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(参考94)

民法

第491条【同前一元本・利息・費用の間の充當の順序】

①債務者カ1個又ハ數個ノ債務ニ付キ元本ノ外利息及ヒ費用ヲ払フヘキ場合ニ於テ弁済者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ順次費用、利息及ヒ元本ニ充當スルコトヲ要ス

489条(法定充當)ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

考95)

訴訟法

(訴訟代理人の資格)

第54条① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

(参考96)

民法

第151条【和解のための呼出し・任意出頭】 和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解の調ハサルトキハ一个月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同

シ

(参考97)

民法

(訴えに関する規定の準用)

第384条 支払督促の申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。

(参考98)

民法

(支払督促の要件)

第382条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを行うことができる場合に限る。

(参考99)

民法

(支払督促の申立て)

第383条① 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

(申立ての却下)

第385条① 支払督促の申立てが第382条若しくは第383条の規定に違反するとき、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかなきときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を発することができない場合におけるその一部については、同様とする。

(参考100)

民法

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

(参考101)

民法

(支払督促の送達)

第388条① 支払督促は、債務者に送達しなければならない。

(参考102)

民 訴 法

(仮執行の宣言前の督促異議)

第390条 仮執行の宣言前に適法な督促異議の申立てがあったときは、支払督促は、その督促異議の限度で効力を失う。

(参考103)

民 訴 法

(期間の徒過による支払督促の失効)

第392条 債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から30日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う。

(参考104)

民 訴 法

(仮執行の宣言)

第391条① 債務者が支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。

(参考105)

民 訴 法

(期間の計算)

第95条① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(参考106)

民 法

第140条【同前】期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

(参考107)

民 訴 法

(支払督促の発付等)

第386条

② 債務者は、支払督促に対し、これを発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをすることができる。

(参考108)

民 訴 法

(仮執行の宣言後の督促異議)

第393条 仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から2週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(参考109)

民 訴 法

第396条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

(参考110)

民 訴 法

(執行停止の裁判)

第398条① 次に掲げる場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分取消しを命ずることができる。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、第3号から第6号までに掲げる場合に限り、することができる。

1 第327条第1項(第380条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の上告又は再審の訴えの提起があった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。

2 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起又は

上告受理の申立てがあった場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。

- 3 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立て（次号の控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。）があった場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。
 - 4 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあった場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があったとき。
 - 5 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあった場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があったとき。
 - 6 第117条第1項の訴えの提起があった場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があると認め、かつ、事実上の点につき疎明があったとき。
- ② 前項に規定する申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(付 録)

1. 債権管理関係様式集

1	過誤払返納金債権関係	
○	〔休業〕支給決定取消 支給決定 支払（追給・回収）	
	決議書（帳票種別34331）	122
○	〔療養（補償）給付たる療養の費用〕支給決定取消 支給決定 支払（追加・回収）	
	決議書（帳票種別34231）	123
○	債権確認 調査決定 決議書（債管様式第1号）	124
○	債権管理簿（その1）	125
○	債権管理簿（その2）	126
○	督促状（債管則別紙第4号書式）	128
○	返納金債権歳入組入報告書（債管様式第2号）	129
○	債権発生通知書（債管様式第3号）	130
2	労災保険法第12条の3関係	
○	保険給付・特別支給金に係る支給決定の変更決定通知書	131
○	法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書	132
3	労災保険法第31条関係	
○	労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書	133
○	法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書	134
○	債権発生調書（給付及び一部負担金様式第1号（その1））	135
○	債権管理簿（給付及び一部負担金様式第1号（その2））	136
○	債権発生通知（伺い）（給付及び一部負担金様式第3号（その1））	137
○	債権確認・徴収決定決議書（給付及び一部負担金様式第3号（その2））	138
○	控除額支払決議書（給付及び一部負担金様式第2号（その1））	139
○	控除債権調査決定決議書（給付及び一部負担金様式第2号（その2））	140
○	労働保険特別会計労働者災害補償保険通勤災害一部負担金額表 （出事程第13号の8書式）	141
4	賃金の支払の確保等に関する法律第8条関係	
○	未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて （未払賃金の立替払事業様式第12号）	142
○	未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて （未払賃金の立替払事業様式第12号の2）	143
○	未払賃金の立替払に係る確認の変更について（未払賃金の立替払事業様式第13号） ..	144

○ 未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書 (未払賃金の立替払事業様式第14号)	145
○ 未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書 (未払賃金の立替払事業様式第15号)	146
○ 未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書 (未払賃金の立替払事業様式第16号)	147
○ 未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書 (未払賃金の立替払事業様式第17号)	148
5 労災保険法第12条の4関係	
○ 保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(様式第2号(1)及び(2))	149
○ 債権確認調査決定(変更)決議書(様式第2号(3))	151
○ 第三者行為災害による損害賠償の請求について(様式第2号(4))	152
○ 求償権取得・債権発生通知書(求償差し控え該当事案)(様式第12号(1)及び(2))	154
○ 債権確認決定決議書(求償差し控え該当事案)(様式第12号(3))	156
○ 債権管理簿(求償差し控え該当事案)(様式第12号(4))	157
○ 労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会 (様式第5号)	158
○ 損害賠償請求の予告について(様式第8号)	159
○ 債権管理簿(様式第9号)	160
○ 交通事故発生届(様式第3号)	162
○ 第三者行為災害届(届その1～その4)	163
○ 第三者行為災害報告書(調査書)(報告書その1及びその2)	167
8 徴収停止関係	
○ 徴収停止(取消)決議書(債管様式第5号)	170
9 履行延期の特約関係	
○ 履行延期申請書(債管則別紙第6号書式)	171
○ 履行延期特約決議書(債管様式第6号)	174
○ 履行延期承認通知書(債管則別紙第7号書式)	175
○ 債務証書(債管則別紙第8号書式)	177
○ 歳入金債権履行延期通知書(債管様式第7号)	179
10 不納欠損関係	

○ 債権消滅確認及び不納欠損決議書（収入様式第20号）	180
○ 債権みなし消滅整理及び不納欠損決議書（収入様式第21号）	181
○ 不納欠損処分調書（債管様式第8号）	182
○ 不納欠損整理簿（歳徴程別紙第5号書式）	183

11 訟務関係

○ 即決和解の申立て	184
○ 再和解の申立て	187
○ 強制執行について	189

休業 支給決定取消
支給決定 決議書
支払(追給・回収)

331

保険種別 34331		①管轄局番A / / / /		管轄局番B / / / /		②折・領の受付番号 / / / /		③退職引当処理年月日 / /												
						④主の受付番号 / /		年度 /												
十位 億千万百十万 万 千 百 十 円																				
当初支給決定・取消額 (1)	保険給付																			
	特別支給金																			
今回決定額 (2)	保険給付																			
	特別支給金																			
追給額 (2)-(1)	保険給付																			
	特別支給金																			
支払額																				
回収額 (1)-(2)	保険給付																			
	特別支給金																			
要債権略認額																				
内訳は別紙のとおり。(計 <input type="text"/> 件)							決裁入力欄 ⑤変更決定年月日 / / 年 / / 月 / / 日													
⑥支払方法 <input type="checkbox"/> 委任未支給 <input type="checkbox"/> 委任支給 <input type="checkbox"/> 委任未支給 <input type="checkbox"/> 委任支給																				
記 事	被災者氏名		労働保険番号		生年月日		傷病年月日		性別 特別加入者											
	職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 <input type="checkbox"/> 93 <input type="checkbox"/> 94 <input type="checkbox"/> 95 <input type="checkbox"/> 96 <input type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input type="checkbox"/> 100		職別 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 15 <input type="checkbox"/> 16 <input type="checkbox"/> 17 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 22 <input type="checkbox"/> 23 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 26 <input type="checkbox"/> 27 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 29 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 31 <input type="checkbox"/> 32 <input type="checkbox"/> 33 <input type="checkbox"/> 34 <input type="checkbox"/> 35 <input type="checkbox"/> 36 <input type="checkbox"/> 37 <input type="checkbox"/> 38 <input type="checkbox"/> 39 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 41 <input type="checkbox"/> 42 <input type="checkbox"/> 43 <input type="checkbox"/> 44 <input type="checkbox"/> 45 <input type="checkbox"/> 46 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 48 <input type="checkbox"/> 49 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 51 <input type="checkbox"/> 52 <input type="checkbox"/> 53 <input type="checkbox"/> 54 <input type="checkbox"/> 55 <input type="checkbox"/> 56 <input type="checkbox"/> 57 <input type="checkbox"/> 58 <input type="checkbox"/> 59 <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 61 <input type="checkbox"/> 62 <input type="checkbox"/> 63 <input type="checkbox"/> 64 <input type="checkbox"/> 65 <input type="checkbox"/> 66 <input type="checkbox"/> 67 <input type="checkbox"/> 68 <input type="checkbox"/> 69 <input type="checkbox"/> 70 <input type="checkbox"/> 71 <input type="checkbox"/> 72 <input type="checkbox"/> 73 <input type="checkbox"/> 74 <input type="checkbox"/> 75 <input type="checkbox"/> 76 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 78 <input type="checkbox"/> 79 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 81 <input type="checkbox"/> 82 <input type="checkbox"/> 83 <input type="checkbox"/> 84 <input type="checkbox"/> 85 <input type="checkbox"/> 86 <input type="checkbox"/> 87 <input type="checkbox"/> 88 <input type="checkbox"/> 89 <input type="checkbox"/> 90 <input type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 92 	

療養（補償）給付たる療養の費用 支給決定取消
支給決定 決議書
支払（追給・回収）

231

帳票種別 34231	①管轄局署A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	管轄局署B _____	②データ受付番号 _____	③追戻出力順 _____	処理年月日 _____
被災者氏名 _____		労働保険番号 _____	生年月日 _____	傷病年月日 _____	年度 _____
当初支給決定・取消額 (1) _____		署長 資金前課官吏 _____		次長 _____	課長 _____
今回決定額 (2) _____		係長 _____		保長 _____	係 _____
追給額 (2) - (1) _____					
支払額 _____		変更決定年月日 _____	通知年月日 _____	支払年月日 _____	
回収額 (1) - (2) _____		小切手番号 _____	国庫金送金番号 _____	復命書番号 _____	
要債権確認額 _____		第 号 _____	第 号 _____	第 号 _____	
内訳は別紙のとおり。 (計 _____ 件)		決議入力欄 ④変更決定年月日 _____年 _____月 _____日	⑤支払方法 <input type="checkbox"/> 1 振込 <input type="checkbox"/> 3 当座 <input type="checkbox"/> 5 送金		
性別 特別加入者 喪失別 全体処置区分 給付保留 給付保留入力年月日 三者 特疾 感度喪失期間 請求回数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
費用の種別 既 費 期 間 実日数 転帰 請求地理区分 受付年月日 支払年月日 委任未支給 _____					
請求金額 調査コード 調査年月日 復命書番号 治癒年月日 死亡年月日 再発年月日 _____					
事業場名 _____ 登録区分 _____ 業 種 _____ 職 種 _____					
指名機関番号 _____ 派遣機関番号 _____ 名 称 _____					
金融機関コード _____ 金融機関名 _____ 店舗名 _____ 口座番号 _____ 委任番号の口座 _____					
現金の口座 _____ 口座名義人 _____ 一括支払先 _____					
事業場名称 _____		請求人 (債務者) 住所・氏名 _____			
変更決定の理由 _____					

右金額正に領収しました。	領収年月日 年 月 日	領収金額 ¥.....	氏 名 ⑤
--------------	----------------	----------------	----------

(債管様式第1号)

債 権 確 認 決 議 書

債 権 調 査 決 定

債権区分	1. 歳入金債権 2. 歳出戻入金債権 3. 前渡資金返納金債権	調定方式	1. 一般調定 3. 調定取消 5. 誤納調定 2. 事後調定 4. 調定変更	整理番号		
(債務者の住所・氏名)		決議年月日		発議年月日		
		平成 年 月 日		平成 年 月 日		
		左のとおり決定する。 歳入徴収官 支出官 資金前渡官吏				
平成 年度	厚生労働省所管	部長	課長	補佐	係長	係
労働保険特別会計	労災勘定					
歳入科目 又は 歳出科目	(款) (項) (目)					
債権の種類 及び発生年度	債権	年度	事後 処理	納入告知 書発行	債権管理 簿登記	徴収簿 登記
金額	〒					
履行期限	平成 年 月 日	延滞金徴収の要否		要 ・ 不 要		
債権発生 の原因						
算出の基礎	年月日	①	②	③		
	1	・	・			
	2	・	・			
	3	・	・			
	4	・	・			
	5	・	・			
	6	・	・			
合 計						
備 考						

	摘 要	種類又は銘柄 (保証人の氏名 又は名称)	所 在 地 (保証人の住所)	数 量 (保証金額)	評 価 額	先 順 位 及 び 同 順 位 者 名	
担保又は保証人							
資産又は業務の状況							
記 事							

裏 面

第 号									
督 促 状									
(年度区分)	(部局等名及び項) 又は (資金名)								
(会計名)	金		百	十	万	千	百	十	円
(所管名)									
<p>さきに貴殿に対して納入の告知をした金額は、納付期限（ 年 月 日）までに完納されておられませんので至急納付して下さい。なお、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した延滞金又は加算金額をあわせて納付して下さい。</p>									

- 備考
- 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。
 - 2 特別会計においては、科目欄は適宜必要な科目区分（勘定別を含む。）によることができる。
 - 3 督促前において返納者が延滞金、利息又は加算金を含む債務金額の一部の弁済があった場合において、その弁済金額を法令の定めるところにより延滞金、利息又は加算金及び元本の順に充当したものについては、その充当した旨及び充当した金額の内訳を督促状に附記しなければならない。
 - 4 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

表 面

(返納者)	(住所)	年	月	日
	(氏名又は名称)			
(所属庁名)	(歳入徴収官等)	氏	名	名
(印)				

債管則別紙第4号書式

返納金債権歳入組入報告書

会計 勘定

債権発生年度	債権確認年月日	納入告知年月日		納入告知書に記載された履行期限	支払科目	債務者		債権金額	備考
		年	月			氏名	住所		
								円	

返納金債権で、納入告知したもののうち戻入期限までに返納されないものがあるので、上記のとおり報告します。
平成 年 月 日

歳入徴収官
労働局長 殿

資金前渡官吏
労働局総務課長
労働基準監督署長 印

(債管様式第3号)

債 権 発 生 通 知 書
労働保険特別会計労災勘定

年 月 日

歳入徴収官
労働局長 殿

資金前渡官吏

労働基準監督署長 印

下記のとおり債権が発生したので通知します。
(債権の種類)

債 権 発生年度	債権発生 年月日	債権発生原因	納 人		債権金額	備 考
			住 所	氏 名		
					円	(契約書等) 別紙のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

労働者災害補償保険

保険給付・特別支給金に係る支給決定の変更決定通知書

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号	
		保険給付・特別 支給金の種類			支 給 年 月 日		保険給付・特別 支給金の価額			
保 險 給 付	変 更 前									
	変 更 後						円			
特 別 支 給 金	変 更 前						円			
	変 更 後						円			
変 更 す る 理 由										

貴殿に対してすでに行った保険給付・特別支給金に係る支給決定を上記のとおり変更することとしたので通知します。

なお、保険給付についての変更決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に_____労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求することができます。

年 月 日

_____労働基準監督署長 印

_____殿

労働者災害補償保険

法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書

年 月 日

労働局長 印

殿

労働者災害補償保険法第12条の3第____項の規定に基づき、貴殿に対し____と連帯して、
下記のとおり、保険給付に要した費用に係る徴収金の納付を命じます。なお、保険給付を受けた____
_____(事業主) に対しては、既に納入告知書を発付してありますから念の
ため申し添えます。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に
厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

1 徴収金の価額

円 (徴収金算定の基礎については、保険給付に係)
(る処分の変更決定通知書(写)を参照のこと)

2 徴収の理由

労働保険特別会計

労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書

事故発生 年月日	被災労働 者の氏名	保険給付 を受けた 者の氏名	保険給付 の種類	支給 年月日	保険給付 の額	事業主の名称及び住所	費用徴収 の理由
					円		
					保険給付の額の合計額		円

上記のとおり通知します。

年 月 日

労働局長 殿

労働基準監督署長 印